

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
個人用逆浸透圧装置MH-1000CXの修繕(定期点検)	庄原赤十字病院用度課 広島県庄原市西本町二丁目7番10号	令和6年4月9日	ティーエスアルフレックス(株) 広島県三次市西酒屋町661-1	1,111,000円	機器納入業者であり同社でなければ保守が出来ず契約の性質が競争を許さないため(会計規則第36条4項の規定による)	
トーション薬袋印字装置	庄原赤十字病院用度課 広島県庄原市西本町2丁目7番10号	令和6年4月25日	ティーエスアルフレックス(株) 広島県三次市西酒屋町661-1	1,089,000円	予定価格が160万を超えない財産を買い入れの為、随意契約とする。(会計規則施行細則第35条第2項の規定による)	
トーション薬袋印字装置	庄原赤十字病院用度課 広島県庄原市西本町2丁目7番10号	令和6年4月25日	ティーエスアルフレックス(株) 広島県三次市西酒屋町661-1	1,089,000円	予定価格が160万を超えない財産を買い入れの為、随意契約とする。(会計規則施行細則第35条第2項の規定による)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。